

新座市地域防災計画（素案）に対する意見募集の結果

●意見募集期間 令和4年12月12日（月）から令和5年1月11日（水）まで

●提出された意見及び本市の考え方 31件 └─ 計画で新たに位置付けるもの又は位置付けを拡充するもの 22件・・・○
└─ 計画に反映しない（意見としてのみ承る）もの 9件・・・×

●主な意見一覧

該当項目	頁 (素案)	提出された意見の概要	方針	回答
第2編 震災対策計画	40	避難拠点の整備について、避難所となる小・中学校の屋外トイレの整備を位置付けてはいかがか。	○	御意見を踏まえ、修正します。
第2編 震災対策計画	82	救急告示医療機関の表について、名称及び診療科目の記載に誤りがあるため、修正してもらいたい。	○	御意見を踏まえ、修正します。
第2編 震災対策計画	120	災害ボランティア登録制度について、県社会福祉協議会が登録を行っているという事実はないため、削除してもらいたい。	○	御意見を踏まえ、修正します。
第2編 震災対策計画	126	非常体制（災害対策本部事務局）の組織表について、インフラ整備部長が4つの班を所管しているが、困難と考えるため、体制を見直してもらいたい。	○	御意見を踏まえ、まちづくり未来部長とインフラ整備部長が「住宅復旧班」、「応急対策班」、「給水班」、「水道復旧班」、「下水道復旧班」の5班を指揮する体制に修正します。
第2編 震災対策計画	179	救助活動拠点の施設名称について、「新座市総合運動公園」と第2編P.41に記載のある「総合運動公園」が混在しているため、表記を統一した方がよいのではないか。	○	「総合運動公園」の表記に統一し、修正します。
第2編 震災対策計画	179	「新座馬場運動場」という記載と「新座市馬場運動場」という記載が混在しているため、表記を統一した方がよいのではないか。	○	「馬場運動場」の表記に統一し、修正します。
第3編 風水害対策計画	26	風水害時における指定緊急避難場所・避難所一覧について、当初から開設する施設と当初開設しない施設が分かりづらいため、修正すべき。	○	御意見を踏まえ、当初開設であることを明記します。
全般	—	所要の修正を要するもの（15件）	○	所要の修正をします。
全般	—	防災フェアの開催について計画に位置付けてはいかがか。	×	本計画は、防災に関する基本方針を定めるもののため、参考意見として承ります。
全般	—	災害種ごとに区分けを行い、対策を考察することが必要と考える。例えば、地震は地盤による区分け、火災は発生場所による区分け、風水害については、黒目川流域と柳瀬川流域に面する地域とそれに準ずる区分けが考えられる。	×	参考意見として承ります。
第2編 震災対策計画	35	第8ブロックの指定避難所一覧・指定緊急避難所一覧について、長距離の避難行動が困難な住民もいるため、立教大学を追加してもらいたい。	×	市域を8つの防災ブロックに分け、それぞれに防災地区拠点を設けています。これらは各地区の応急対策の拠点となるものであり、災害発生時において各ブロックの避難場所に避難しなければいけないというものではありません。
第2編 震災対策計画	41	福祉避難所一覧について、市内の特別養護老人ホームが掲載されているが、同規模の特別養護老人ホームで平成31年3月に開所した「チェリーヒルズ新座」が掲載されていないため、情報提供する。	×	福祉避難所の候補施設となる特別養護老人ホーム等と協定を締結しており、現時点では当該施設と協定を締結できていないため、今回の改定では位置付けは行いません。今後の事務に当たっての参考意見として承ります。